

平成 26 年 11 月 7 日

各 位

会社名 株式会社ベクトル  
代表者名 代表取締役 西江 肇司  
(コード番号：6058 東証マザーズ)  
問い合わせ先 執行役員 山本 高太郎  
電話番号 03-5572-6080

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成26年11月7日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部又は市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

**【本資金調達及び株式売出しの目的】**

当社グループは、「いいモノを世の中に広める」という理念のもと、広告・マーケティング分野でPRを活用する「戦略PR」を打ち出し、業界をけん引してまいりました。めまぐるしく変化を続ける市場環境にもいち早く対応したサービス提供に取り組むとともに、多くの日系企業が進出するアジア・ASEAN 地域にも積極的に事業を展開し、国内外を問わず顧客が必要とするあらゆるPRサービスを一気通貫でサポートできる体制を整備し、「アジア No. 1 のPRグループ」を目標としながら着実に成長してまいりました。最近においても、戦略PR×アドテクノロジー×スマホ動画を活用した最新のマーケティング手法を取り入れるなど、従来のPRにとらわれない分野への取り組みを強化しながら、事業を拡大しております。

さらに、当社グループがPR事業において培った「いいモノを世の中に広める」ためのノウハウを活用した新規事業にも積極的に取り組んでおり、IR 分野への展開のほか、合弁会社の設立や出資など、PRにとどまらないかたちで「いいモノを世の中に広める」ための幅広い事業を推し進めております。

当社は、本資金調達により、引き続き成長を見込む国内外のPR業界において主導的地位を確立し、「アジア No. 1 のPRグループ」の達成をより確実なものとするとともに、アドテクノロジー及びPRの領域にとどまらない新しい分野の事業の成長を加速させ、グループ営業利益 100億円の実現と長期的かつ堅実な企業価値の向上を実現する経営基盤の強化を図ります。

また、本資金調達と同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施し、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るものです。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 募集株式の種類及び数   | 当社普通株式 1,333,000株   |
| (2) 払込金額の決定方法  | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年11月17日（月）から平成26年11月19日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。  |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額   | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募集方法   | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価   | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。  |
| (6) 申込期間   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。  |
| (7) 払込期日   | 平成26年11月27日（木）  |
| (8) 申込株数単位   | 100株  |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役西江肇司に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                              |   |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- |   |  |
|---|--|
| (1) 売出株式の種類及び数                                | 当社普通株式 1,331,600株  |
| (2) 売出人及び売出株式数                                | 西江肇司 799,800株<br>長谷川創 265,200株<br>大塚さおり 133,300株<br>西江祐子 133,300株  |
| (3) 売 出 価 格                                   | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |
| (4) 売 出 方 法                                   | 売出しとし、株式会社SBI証券（以下、「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。<br>なお、売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。   |
| (5) 申 込 期 間                                   | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、一般募集における申込期間と同一とする。   |
| (6) 受 渡 期 日                                   | 平成26年11月28日（金）   |
| (7) 申 込 株 数 単 位                               | 100株   |
| (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、 | 当社代表取締役西江肇司に一任する。  |
| (9) 上記各号については、                                | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。   |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数  | 当社普通株式 266,400 株<br>なお、上記売出株式数は上限を示したもので、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (2) 売 出 人  | 株式会社SBI証券   |
| (3) 売 出 価 格  | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）  |
| (4) 売 出 方 法  | 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から266,400株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。  |
| (5) 申 込 期 間  | 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。  |
| (6) 受 渡 期 日  | 平成26年11月28日（金）  |
| (7) 申 込 株 数 単 位  | 100株  |
| (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役西江肇司に一任する。 |   |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                           |   |

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 4. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照）

- |   |   |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 266,400株   |
| (2) 払込金額の決定方法   | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先   | 株式会社SBI証券   |
| (5) 申込期日  | 平成26年12月19日（金）  |
| (6) 払込期日  | 平成26年12月29日（月）  |
| (7) 申込株数単位  | 100株  |
| (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。                                   |   |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役西江肇司に一任する。 |   |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。                                       |   |

以上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

## 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から266,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、266,400株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年11月7日（金）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式266,400株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年12月29日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年12月19日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	13,331,100株	(平成26年11月7日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	1,333,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	14,664,100株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	266,400株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	14,930,500株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1.に記載のとおり変更する可能性があります。

## 3. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限2,627,708,050円について、P R事業から派生する新規サービス立上げのためのシステム構築に係る設備投資資金として平成29年2月末までに200,000千円（平成27年2月末までに80,000千円、平成28年2月末までに60,000千円、平成29年2月末までに60,000千円）、P R事業におけるASEAN諸国を対象とする海外展開拡大のための運転資金及び設備投資資金として平成28年2月末までに100,000千円（平成27年2月末までに50,000千円、平成28年2月末までに50,000千円）、連結子会社株式会社IR BANKへの投融資資金として平成28年2月末までに50,000千円（平成27年2月末までに25,000千円、平成28年2月末までに25,000千円）、持分法適用関連会社株式会社ビタブリッドジャパンへの投融資資金として平成28年2月末までに350,000千円（平成27年2月末までに200,000千円、平成28年2月末までに150,000千円）、連結子会社株式会社Starbankへの投融資資金として平成28年2月末までに50,000千円（平成27年2月末までに25,000千円、平成28年2月末までに25,000千円）、連結子会社株式会社イニシャル及び株式会社プラチナムへの投融資資金として平成27年2月末までに20,000千円、オフィス増床等に伴う設備投資として平成29年2月末までに560,000千円（平成27年2月末までに193,000千円、平成28年2月末までに305,000千円、平成29年2月末までに62,000千円）、基幹システムの構築に係る設備投資として平成28年2月末までに120,000千円（平成27年2月末までに15,000千円、平成28年2月末までに105,000千円）及び短期借入金への返済資金として平成27年2月末までに600,000千円充当する予定であります。残額が生じた場合は、平成29年2月末までに運転資金に充当する予定であります。また、実際の充当期までは、安全性の高い決済性預金にて当社で運用する予定であります。

関係会社への投融資につきましては、株式会社IR BANKにおいては、動画コンテンツサービス「IRTV」の追加開発・機能拡大のためのシステム投資に、株式会社ビタブリッドジャパンにおいては、「ビタブリッドC」のマーケティングに係る広告宣伝費の一部に、株式会社Starbankにおいては、キャスト事業のマーケティングに係る広告宣伝費の一部に、株式会社イニシャル及び株式会社プラチナムにおいては、社内ネットワークインフラ強化のための設備投資に、それぞれ充当する予定であります。また、運転資金については、国内事業拡大・海外拠点管理部門強化に伴う人材採用費用及び人件費を想定しております。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の用途に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みです。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上とともに配当を実施していきたいと考えております。連結業績や単体資金繰り等を考慮し、内部留保を総合的に勘案して決定してまいります。内部留保金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくこととしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、期末配当による年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりです。

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期
1株当たり連結当期純利益金額	28.18円	29.52円	39.44円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	— (—)	10.00円 (—)	13.00円 (—)
実績連結配当性向	—%	11.3%	11.0%
自己資本連結当期純利益率	31.9%	23.6%	22.7%
連結純資産配当率	—%	2.1%	2.3%

- (注) 1. 平成26年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、平成24年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益金額を算定しております。なお、一株当たり年間配当金は、当該株式分割前の実績を記載しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成24年3月26日	新規上場時 有償一般募集 446,200千円	495,000千円	455,000千円
平成24年4月27日	有償第三者割当 27,600千円	508,800千円	468,800千円

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年2月期	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
始 値	—	1,160 円	1,469 円	1,461 円
高 値	—	1,830 円	6,650 円 □1,649 円	1,855 円
安 値	—	860 円	1,409 円 □1,459 円	1,104 円
終 値	—	1,455 円	1,462 円	1,742 円
株価収益率	—	16.4 倍	37.1 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、当社株式は平成24年3月27日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については、該当事項はありません。
2. 平成27年2月期の株価については平成26年11月6日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、平成27年2月期については未確定のため表示していません。
4. □印は、株式分割(平成26年3月1日、1株⇒3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等  
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である西江肇司、長谷川創、大塚さおり及び西江祐子は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は当社の新株式発行及び株式売出しに関して発表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。